○財務省令第六十六号

を改正 0) 関 施 税 す 行 定 に る 率 伴 法 法 V) 律 等 \mathcal{O} \mathcal{O} 関 部 係 部 法令 を \mathcal{O} 施 改 \mathcal{O} 行 正 に す 規定に基づき、 伴う関 る法 律 係 平 政 令 成 関 + \mathcal{O} 整 税 七 法施 年 備 等 法 行 律 に関する政令 規則等 第二十二号) \mathcal{O} 部を改正 (平成 0) +部 七 する省令を次の 及 年 政· び 関 令 税 第二 定 率 百 法 ように 四 等 + \mathcal{O} 七 定定 号 部

平成十七年九月二十二日

8

財務大臣 谷垣 禎

翼 税 関 税 法 法 施 行 施 行 規 .規則: 則 \mathcal{O} 等 __ の 一 部 改 部を改正する省令 正

第 条 関 税 法 施 行 規 則 (昭 和 匹 + ___ 年 大 蔵 省令 第 五. + 五. 号) 0 部 を 次 のように改 Ē す Ź。

に 改め、 同 条を第 条 0 兀 とし、 第 条 次の二中 「この条及び第八条に お いて」を削り、 同 条を第

条の三とし、第一条の次に次の一条を加える。

第

条

の三中

関

税

法

施

行令

昭昭

和

<u>一</u> 十

九年

政

令第百

五十号。

以 下

「令」という。

を

「 令 」

(指定貨物の指定の方法)

第

項 条の二 (指定貨物 関 の指定の方法) 税 法 施 行令 (昭 和二十 の指定は、 九年 政 輸 令第百 出 統 計 品 五. 十号。 目 表及び輸 以下 三入統計D 「 令 」 とい 品 目 う。 表を定める等 第 匹 条 の件 の六 (昭

和六十二年大 蔵 省 告 示第九十四 号) に規定す ^る輸 入統計 品 目 表 0 統 計 番号による区分ごとに 行う

ものとする。

2 令 第四 条 \mathcal{O} 六第二 項 (指定貨 物 \mathcal{O} 指 定 の方 法 に規定す んる財 務 省令で定め る場合とは、 次 \mathcal{O} 各

号に掲 げげ る指 定 0 区 分に応じ、 当 該 各号に定める場合とする

関 税 定 率 法 (明 治 兀 1十三年: 法 律 第 五. + ·四号。 以 下 「定率法」という。) 別 表 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 区 分ごと

 \mathcal{O} 指 定 同 表 \mathcal{O} 項 に 所 属 する貨 物 に 適 用 さ れ る 同 表 \mathcal{O} 税 率 (以下この 項に お 1 7 基 本 税 率

とい う。 関 税 暫定措 置 法 昭昭 和三十五 年 法 律 第三十六号) 第二条第 項 及 Ű 第二 項 暫定

税 率) 0) 税 率 (以下この 項 に お 1 7 「暫定 税率」という。)、 同 法 第 八 条 の二第 項 (特 恵 関

税等) 0 関 税 \mathcal{O} 率 (以下この 項 E お 1 て \neg 特 恵 税 率」という。 $\overline{}$ 及び 世 界貿易 機 関 を 設 立 す

ラ ケ シ ユ 協 定 附 属 書 A \mathcal{O} 千 九 百 九 + 兀 年 \mathcal{O} 関 税 及 び貿易 12 関 す Ź 般 協 定 \mathcal{O} 7 ラ ケ シ ユ 議

定 書 に 附 属 す Ź 譲 許 表 \mathcal{O} 第三十 八 表 \mathcal{O} 日 本 玉 \mathcal{O} 譲 許 表 に 定 め る 税 率 (以下この 項 に お 1 7 協

定 税 率 とい う。 が、 その税 率 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 別 基 本 税 率、 暫定 税 率、 特 恵 税 率 及 Ű 協 定 税 率 \mathcal{O}

別 を 7 う。 次号に お 1 て同 r. ごとに 同 __ \mathcal{O} 率 で あ る 場 合

定 率 法 別 表 \mathcal{O} 뭉 \mathcal{O} 区 分ごと 0 指 定 同 表 \mathcal{O} 号 に 所 属 す ん貨物 12 適 用 さ れ る 基 本 税 率 暫 定 税

率、 特 恵 税 率 及 び 協 定 税 率 が、 そ 0 税 率 \mathcal{O} 種 類 \mathcal{O} 別ごとに 同 \mathcal{O} 率 で あ る場合 (前 号に 該 当す

る場合を除く。)

る

八 十三条第 第 八 条 \mathcal{O} 表 兀 中 項 関 を 税 関 法 第 税 九 法 + 施 兀 行 令 条第二 第 八 十三 項 条 を 第六 関 項」 税 法 に 第 改 九 + め、 匹 条 本 第 則 \equiv に 項 次 \mathcal{O} に、 条 を 関 加 え 税 法 る 施 行 令 第

貨 物 を業と L 7 輸 入す る者 に 0 **(**) 7 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 準 用

第九 5 る者 約 \mathcal{O} \mathcal{O} 作 取 関 条 書、 に 税 引 成 に 法 仕 輸 前 L 0 関 た 第 7 条 入 入 令第 書 発 L て 0) \mathcal{O} 九 そ 注 て、 許 + 準 規 \mathcal{O} 書 兀 用 定 可 十三条第 他 そ す 相 条 は \mathcal{O} 第二 手 年 る。 これ \mathcal{O} 法 他こ カゝ 月 ら受ける この 第九 項に 5 日 に れ と 項」 場 + 準 5 お ず 12 取 あ 合 匹 7 [条第二 と 読 る書 12 準 て る 0 た 準 ず \mathcal{O} お み替 類」 仕 る 用 は 7 項 て、 書 す 入 書、 輸 と る 類」 帳 出 同 前 کے 簿 請 条 条 \mathcal{O} 関 あ 許 第 \mathcal{O} 求 \mathcal{O} 書、 備 とする。 表 税 る 可 中 付 法 項」 \mathcal{O} \mathcal{O} 原 年 け 施 は 等) と 関 行 産 月 日 税 令 輸 地 第 証 法 に 出 と 仕出 明 第 規定する貨物 八 \mathcal{O} 書、 十三条第六項」 許 九 人 + 可 契約 輸 匹 を受け とあ 条 入 書、 0 第 た 許 る を業とし 貨 項」 領 可 \mathcal{O} と 物 収 を は あ 受け とあ に 書 仕 及 て 関 る 輸 す び た る \mathcal{O} 向 自 貨 出 は 人 る \mathcal{O} 己 物 は 契 す

别 紙 第 号書式を次の ように改め る。

関

税

法

施

行

八

八

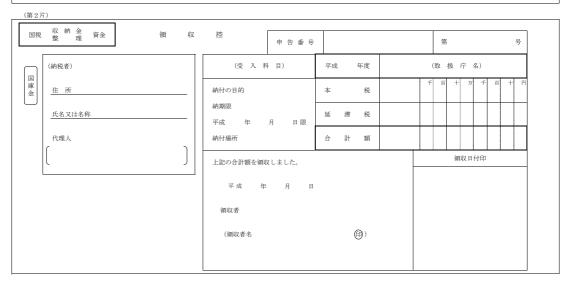
「える、

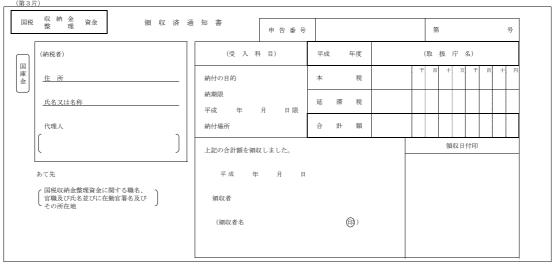
ŧ

 \mathcal{O}

別紙第 1 号書式

収納金整 理 納税告知書・領収証書 申告番号 第 뮷 (受 入 科 目) 平成 年度 (取 扱 庁 名) (納税者) 国庫金 納付の目的 本 税 延 税 氏名又は名称 滞 平成 月 日限 年 合 額 代理人 納付場所 計 領収日付印 上記の合計額を領収しました。 右のとおり納付して下さい。なお、延滞税は 所定の方法により計算し、該当欄に記入のうえ、 平 成 年 月 納付して下さい。 領収者 (A) (領収者名 (国税収納金整理資金に関する職名 官職氏名 印)





備考

- 用紙の大きさは、各片ともおおむね綴9cm、横21cmとする。
 各片は、1月をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 各片は、1月をのり付けその他の方法により接続するものとする。
 各片に共通する事項(あらかじめ印刷されている事項を除く。)は、複写により記入するものとする。
 納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番券、番号、納付の目的、納期限、納付場所並びに金額(疑滞税の額及び合計額を除く。)は、この告動事の発行者が記載するものとする。
 納税者の住所及び氏名又は名称、代理人、受入科目、年度並びに取扱庁名のすべてが同一である二以上の関税については、これらを一括して1枚の納税告知書に記載することができる。この場合には、金額欄にその合計額を記載し、1件別の内訳を付記するものとする。
 日本銀行(国税の収納を行なう代理店を含む。)において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、日本銀行取扱店名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることができる。
 分任国税収納命令官在勤官署名)」とする。
 本邦へ入国する省が入国の際に携帯して輸入する貨物者とくは法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物者とくは合第三条第二項第一等(候無課税方式を適用する貨物の推定)に掲げる貨物のは輸入される郵便物について電子計算機を使用して納役合知書を作成する貨物者にくは合第三条第二項第一等(候無課税方式を適用する貨物の推定)に掲げる貨物のは輸入される郵便物について電子計算機を使用して納役合知書を作成する貨物者とくは合第三条第二項第一等(候無課税が大式を適用する貨物の推定)に掲げる貨物とは輸入される郵便物について電子計算機を使用して納役と行知書を作成する貨物者にくば今第三条第二項第一等(候職課税)に対して接続して
- を各片に同一内容の 4に掲げる事項を印字する方法によることができる。 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、延滞税の欄を省略することその他所要の調整を加えることができる。

別紙第2号書式

国税 収納金 資金 納付書・領	又証書	申 告 番 号	
(納税者)	(受入科目)	平成 年度	(取 扱 庁 名)
金 住 所	納 付 の 目 的	本 税	千百十万千百十円
氏名又は名称		延滞税	
代理人		加算税	
		加算税	
		合 計 額	
◎ この納付書は、4枚1組の複写式となっています から、切り離さないでそのまま使用して下さい。	上記の合計額を領収しました。 平成 年	月 日 (11)	領 収 日 付 印

(第2片) 収納金 理 国税 資金 領 収 控 申 告 番 号 (納税者) (受 入 科 目) 平成 年度 (取 扱 庁 名) 国庫金 納 付 の 目 的 税 氏名又は名称 延 滞 税 代理人 加算税 加算税 合 計 額 領 上記の合計額を領収しました。 収日付印 平 成 年 月 日

(第3	片)													
国税	収納金 資金 整理	領 収 済	通 ;	知 書	申 '	告 番	号							
E	(納税者)			(受入科目)	平成		年度	(取	汲 「	宁 名)			
庫金	住 所			納 付 の 目 的	本		税		千 百	+	万 =	百百	+	円
	氏名又は名称				延	滞	税							
	代理人					加算	税							
		,				加算	税							
	あて先				合	計	額							
	国税収納金整理資金に関する職名 官職及び氏名並びに在勤官署名及 その所在地	K K V		上記の合計額を領収しました。 平成 年 (領収者	月	Ħ	(FI))	領収日付印						

備考

- 第1号書式備考(4及び8(本邦へ入国する者が入国の際に携帯して輸入する貨物若しくは法第六条の二第一項第二号イ(税額の確定の方式)に規定する政令で定めるところにより別送して輸入する貨物又は令第三条第二項第一号(賦課課税方式を適用する貨物の指定)に掲げる貨物について電子計算機を使用して納税告知書を作成する場合に限る。)を除く。)は、この書式について準用する。この場合において、同書式備考中「納税告知書」とあるのは「納付書」と、「延滞税の欄」とあるのは「統計後の性別と表の表している。 納税者の住所及び氏名又は名称、受入科目、年度、取扱庁名、申告番号、納付の目的並びに金額は、納税者が記載するものとする。 郵便局において領収する場合には、領収年月日の記入及び領収者名の記入押印に代え、郵便局名及び領収年月日の表示のある領収日付印を用いることが
- 2 3
- できる。 郵便物に係る納付書については、各片を領収済通知書、納付書・領収証書及び領収控の順に接続することができる。 4

(電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行規則の一部改正)

三十号)の一部を次のように改正する。

電子情報処理組織による税関手続

 \mathcal{O}

特例等に関する法律施行

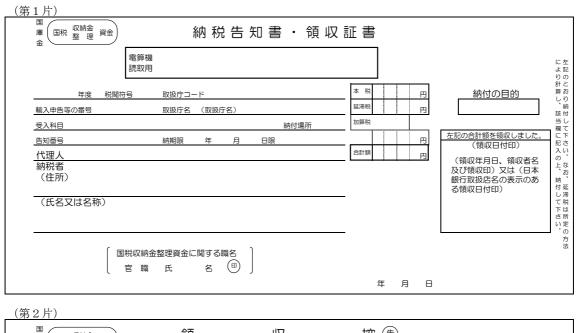
|規則

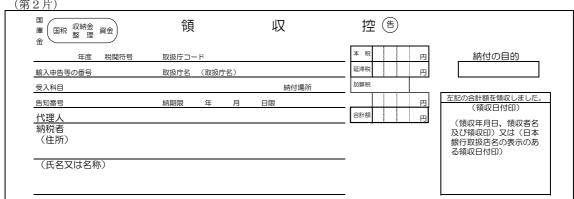
(昭和五十二年大蔵省令第

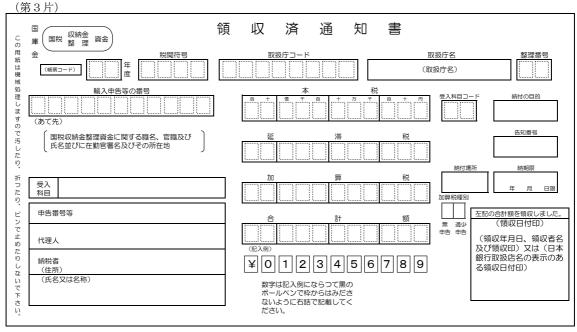
第二条

別紙第一号書式を次のように改める。

別紙第1号書式







- 備考
- 1 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦9cm、横21cmとし、各片を領収済通知書、領収控及び納税告知書・領収証書の順に 連続して接続するものとする。ただし、第1片及び第3片については、余白を含めて縦11cmとすることができる。 2 年度、輸入申告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の住所及び氏名又は名称、金額
- 2 年度、輸入甲告等の番号、取扱庁名、受入科目、納付場所、告知番号、納期限、納税者の任所及び氏名义は名林、金額(延滞税の額及び合計額を除く。)並びに納付の目的は、この告知書の発行者が記載するものとする。
 3 分任国税収納命令官(分任国税収納命令官代理を含む。以下同じ。)が取り扱う関税等に係る納税告知書にあつては、各 片中「(取扱庁名)」とあるのは「(取扱庁名及び分任国税収納命令官在勤官署名)」とする。
 4 電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、取扱庁名の欄には、略称をもつて表示することができる。
 5 電子情報処理組織を使用して納税告知書を作成するときは、原則として日本工業規格X0012(情報処理用語(データ 媒体、記憶装置及び関連装置))に規定する非衝撃式印字装置により印字するものとする。
 6 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例 に関

する省令の一部改正)

第三条 電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取 扱いの特例

に関する省令(平成三年大蔵省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

別紙第一号の二書式を次のように改める。

国 収納金 資金 税関符号 取扱庁コード 取扱庁名 整理番号 (取扱庁名)
(
理
(あて先) (あて先) (国税収納金整理資金に関する職名、官職及び) (成名並びに在勤官署名及びその所在地) (成名並びに在勤官署名及びその所在地) (成名) (成名) (成名) (成名) (成の) (の) (
第
世
代理人 代理人 (領収年月日、領収者名の表示の本語の本語の本語の本語の本語の本語の本語の本語の本語の本語の本語の本語の本語の
U MRA W W W W W W W W W
A
で (氏名又は名称) 数字は記入例にならつて黒の ボールペンで枠からはみださ い。
■
■
年度 税閥符号 取扱庁コード 本税 円 納付の目的
輸入申告等の番号 取扱庁名 (取扱庁名) Wind the Research
受入科目 納付場所 告知番号 納期限 年 月 日限 上記の合計額を領収しました。 「全記の合計額を領収しました。」
代理人 合計額 円 (領収日刊印)
納税者 人び領収日)又は(日本 銀行取及店名の表示のあ る領収日付印)
(氏名又は名称)
 国
電算機
読取用 より りり 計計
年度 税関符号 取扱庁コード 本税 円 納付の目的 算し
「
サイド マスペーロ
代理人合計額 田
(領収年月日、領収者名 1
- (氏名又は名称)
内 証券受領 円
国税収納金整理資金に関する職名
した

*電子情報処理組織による税関手続の特例に関する法律施行規則(昭和52年大蔵省令第30号)別紙第1号書式備考は、この書式について準用する。

附 則

2 1 取り繕い使用することができる。 この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の書式による用紙は、 この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

当分の間、これを

11